都市計画道路　大県本郷線及び川北柏原線

（国道25号～国道170号〔大阪外環状線〕）の事業認可取得に伴う説明会での主な質疑

【日　時】

令和６年６月２２日（土）１０時３０分～１２時００分　（場所：大阪府立藤井寺支援学校）

　　　　　　　　　　　　　１３時３０分～１４時１５分　（場所：大阪府立藤井寺支援学校）

　令和６年７月　４日（木） １９時００分～２０時１５分　 （場所：柏原市立市民プラザ）

【出席者】

　大阪府八尾土木事務所　建設課　道路整備グループ

　　　　　　　　　　　　　　　　用地グループ

【参加者】

令和６年６月２２日（土）１０時３０分～１２時００分　約１５０名

　　　　　　　　　　　　　１３時３０分～１４時１５分　約５０名

　令和６年７月　４日（木）１９時００分～２０時１５分　約５０名

○開会のあいさつ（八尾土木建設課長）

○事業概要説明（八尾土木事務所道路整備グループ、用地グループ）

○質疑の概要

用地買収(物件補償)等に関すること

Ｑ：移転先や撤去業者の斡旋はしてもらえるのか。

Ａ：移転先及び撤去業者の斡旋は行っておりませんが、できる限りのご協力はさせていただきます。

Ｑ：建物の撤去は所有者で行うのか。

Ａ：撤去費用も含めた補償金をお支払いしますので、所有者での撤去をお願いします。

Ｑ：事業認可による制限はいつから発生するのか。   
また、相続や親族への名義変更も制限の対象となるのか。

Ａ：事業認可を取得した日（令和６年３月１８日）から発生します。  
相続や名義変更は制限の対象とはなりません。

Ｑ：用地買収の時期が早まることはあるのか。

Ａ：基本的にはありません。

Ｑ：補償金額算定の基準となる金額を教えてほしい。

Ａ：基本的に、物件調査を行った時の時価で算定します。

Ｑ：今の住居でいつまで生活できるのか。

Ａ：買収交渉に要する時間が分からないのでお答えできません。

Ｑ：利活用ができないような残地が発生した場合は、大阪府で買収してもらえるのか。

Ａ：基本的には、事業範囲内の土地しか買収しませんが、その残地が事業に必要な土地だと大阪府が認めた時に限り、買収させていただくことがあります。

Ｑ：大阪府が算定した移転補償の金額と実際の移転費用との差額は考慮していただけるのか。

Ａ：現在の建物等を別の場所に移転することを想定して適正な補償金額を算定するため、移転については算定した補償金額をご確認していただくことになります。

周辺環境等に関すること

Ｑ：工事中や完成後の騒音等については検討されているのか。

Ａ：４車線以上の道路かつ、延長が３.０ｋｍ以上の道路については環境影響評価の実施を義務付けられていますが、本事業は令和５年３月に供用開始した区間等を含めた延長が約２.０ｋｍとなるので、周辺環境への影響は検討しておりません。騒音等については舗装の種類を変えてみる等、対策を検討しなければならないと考えております。

道路計画等に関すること

Ｑ：事業費を教えてほしい。

Ａ：用地費が４０億円、工事費が２１億円、調査及び設計費が４億円を見込んでおります。

Ｑ：事業計画線の位置は確定しているのか。

Ａ：事業認可縦覧図書の図面から大きく変更はありません。

Ｑ：現在の土地や建物が反映された最新の図面に更新できないか。

Ａ：令和５年度に実施した現地測量をもとに令和７年度からの用地測量で土地の境界及び本事業に必要な土地との境界を決定するため、まだお示しすることはできません。

Ｑ：水路の位置はどうなるのか。

Ａ：現在の設計のなかで、水利組合等の関係機関との協議をしながら検討していきます。

Ｑ：事業範囲内の建物の件数を教えてほしい。

Ａ：概算で約８０件を見込んでおります。

Ｑ：大県本郷線・川北柏原線へ接続する道路について、拡幅等の計画はあるのか。

Ａ：現在、接続する道路の拡幅等は計画しておりません。

Ｑ：本事業の区間にいくつか交差点があると思うが、信号機の設置について計画しているのか。

Ａ：国道25号との交差点と、国道170号との交差点については現在も信号機があるため、本路線整備後も設置されることが想定されますが、その間の区間については、今後の設計のなかで、地元の方とも相談しながら警察と協議していきます。

Ｑ：川北柏原線の区間（藤井寺市域）の市街化調整区域について、政策と一体的な形で利活用を検討してほしい。

Ａ：貴重な農地の地域であるため、地権者様のご意見をいただきながら検討していきます。

以上。